

令和5年5月24日

各就労継続支援B型事業所長 殿

茨城県福祉部障害福祉課長

「工賃向上計画」の見直しについて（依頼）

日頃より、本県の障害福祉行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

貴事業所においては、工賃向上計画を策定し、工賃向上に取り組んでいただいているところですが、厚生労働省の「『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針（令和3年3月10日付け障発0310第5号）」（以下「国指針」という）3（5）のとおり、前年度の実績を踏まえ、達成状況の点検・評価を行い、工賃向上計画の見直し等を実施することが求められております。

つきましては、計画の見直しを行う場合は、現計画を見え消しで修正のうえ、6月16日（金）までに下記当課企画担当あてメールもしくはFAXでの提出をお願い致します。

記

<添付資料>

- 1 「『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針」（令和3年3月10日付け障発0310第5号）
・・・計画を作成する際、特に「3 各事業所における取組」を参考にしてください。
- 2 「茨城県工賃向上計画（令和3～5年度）」

【提出先・問い合わせ先】

茨城県福祉部障害福祉課 企画担当 板橋

〒310-8555 水戸市笠原町978-6

TEL 029-301-3357 / FAX 029-301-3370

E-mail shofuku-kikaku@pref.ibaraki.lg.jp